

平成16年(行ウ)第20号 八ッ場ダム費用支出差止請求事件

原告 柏村忠志

被告 茨城県知事橋本昌 外1名

## 証 拠 説 明 書

甲B58～71

2008年(平成20年)7月15日

水戸地方裁判所民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 谷 萩 陽 一  
外

号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立証趣旨
B 58	報告書 「利根川における 治水の変遷と水害 に関する実証的調 査研究」(東京大学 大学院の博士論文) の清書	写 平成20年 7月7日	大熊孝	【書証の説明】 作成者の東京大学大学院における博士論文である「利根川における治水の変遷と水害に関する実証的調査研究」の抜粋【821頁～890頁】の清書。 同論文の大部分は、1981年に出版された「利根川治水の変遷と水害」東京大学出版会の内容となっているが、一部同書の内容から省略した部分があるので、その省略した部分を提出するものである。 図表に関しては、原典からコピーした。 【立証趣旨】 「利根川上流域における昭和22年9月洪水(カスリーン台風)の実態と解析」(利根川ダム総合管理事務所昭和45年4月)には、氾濫するはずのない場所が氾濫したことになっている等、大きな問題があること。 等

B 59	朝日新聞 「カスリーン再来 には治水効果なし ハッ場ダム議論再 燃も」	写	2008年 6月11日	朝日新聞 群馬版	カスリーン台風と同じ降雨パターンでは、 ハッ場ダムには治水効果がないこと。
B 60	朝日新聞 「『カスリーン台 風』備えるはずが ハッ場ダム効果なし」	写	同上	朝日新聞	同上
B 61	ハッ場ダム問題に 関する質問主意書	写	平成20年 5月27日	石関貴史	ハッ場ダムに関して、石関貴史衆議院議員 が行った質問の内容。
B 62	答弁書	写	平成20年 6月6日	内閣総理 大臣 福田康夫	上記質問趣意書(甲B61)に対する政府答 弁 カスリーン台風と同じ降雨パターンでは、 ハッ場ダムには治水効果がないこと。 等
B 63	利根川支川「烏川・ 神流川・鑓川・碓氷 川」(直轄区域)の 築堤年の調査結果	写	2008年 6月15日	嶋津暉之	利根川支川の烏川・神流川・鑓川・碓氷川 の直轄区域の河川現況台帳及び堤防現況 平面図から、各河川の堤防の築堤年を調査 した結果。 以下のとおり、ごく一部の堤防をのぞい て、ほとんどの堤防は昭和22年よりも前 に完成していたこと。 地図1 烏川(下流から) 烏川左岸 A 飯倉築堤 昭和8年～10年 B 下茂木築堤 昭和9年～11年 C 川井築堤 昭和9年～15年 烏川右岸 D 忍保築堤 昭和8年～9年 E 黛築堤 昭和8年～9年  地図2 烏川 烏川左岸 F 角淵築堤 昭和9年～11年 G 岩鼻築堤 昭和9年～11年 烏川右岸 H 新町築堤 昭和8年～14年 I 立石新田築堤 昭和9年～11年 J 立石築堤 昭和9年～13年 K 中島築堤 昭和9年～10年 L 森新田築堤 昭和10年～12年 M 阿久津第二築堤 昭和13年～16年

				<p>N 阿久津築堤 昭和 12 年～16 年  O 根小屋築堤 昭和 12 年～13 年  P 根小屋築堤 昭和 62 年～平成元年  Q 根小屋築堤 昭和 62 年～63 年</p> <p>地図 3 烏川と碓氷川  烏川左岸  R 下和田築堤 昭和 11 年～14 年  S 並榎築堤 昭和 17 年～25 年  烏川右岸  T 石原築堤 平成 4 年～9 年  U 石原第二築堤 昭和 16 年～20 年  V 石原築堤 昭和 12 年～17 年  碓氷川右岸  W 乗附築堤 昭和 11 年～12 年  X 乗附築堤 昭和 11 年～12 年  碓氷川左岸  Y 下豊岡築堤 昭和 32 年～33 年  烏川右岸  Z 下豊岡築堤 昭和 35 年～36 年  A 下豊岡特殊堤 昭和 35 年～36 年  B 下豊岡築堤 昭和 59 年～61 年</p> <p>地図 4 神流川  神流川左岸  C 新町第二築堤 昭和 10 年～22 年  D 新町第三築堤 昭和 27 年～28 年  E 岡之郷築堤 昭和 12 年～16 年  神流川右岸  F 勅使河原築堤 昭和 8 年～9 年  G 勅使河原第二築堤 昭和 10 年～12 年</p> <p>地図 5 神流川  神流川左岸  H 上戸塚築堤 昭和 13 年～15 年  I 小林築堤 昭和 14 年～21 年  J 本郷築堤 昭和 25 年～26 年  K 川除築堤 昭和 24 年～25 年  L 牛田築堤 昭和 25 年～26 年  M 牛田築堤 昭和 60 年  神流川右岸  N 長浜築堤 昭和 27 年～28 年  O 肥土第三築堤 昭和 27 年～28 年  P 肥土第二築堤 昭和 25 年  Q 肥土築堤 昭和 24 年～25 年  R 肥土第二築堤 昭和 25 年  S 小浜築堤 昭和 26 年～27 年</p>
--	--	--	--	---

					<p>T 新宿築堤 昭和 25 年～27 年</p> <p>地図 6 鑓川 鑓川左岸</p> <p>U 森新田第三築堤 昭和 17 年～24 年</p> <p>V 木部築堤 昭和 14 年～18 年</p> <p>W 鑓川築堤増補 昭和 28 年～29 年</p> <p>鑓川右岸</p> <p>X 森新田第二築堤 昭和 10 年～13 年</p> <p>Y 鑓川築堤増補 昭和 28 年～29 年</p>
B 64	「3.3 基本高水」 （『利根川百年史』 抜粋）	写	昭和 62 年 11 月 24 日 発行	建設省関 東地方建 設局	「流域開発の影響による流出特性について、土地利用計画に基づく都市計画区域内の市街化区域（用途地域を含む）の利根川流域がすべて都市化されたもの（他の区域は現状のまま）とした場合の流域定数と、昭和 33、34 年洪水資料から得られた流域定数を用いて昭和 22 年 9 月洪水を対象に流出量の比較を行った結果、八斗島の将来流域の場合で 100m <sup>3</sup> /s 増大にするに過ぎず、ピーク流量に対しては 0.4% 程度の影響であることがわかった。」と記載されていること。
B 65	参議院財政金融委 員会議事録 （ハッ場ダムの事 業評価における費 用対便益の計算）	写	2008 年 6 月 3 日	参議院財 政金融委 員会	ハッ場ダムの洪水調整に係わる便益を計算した報告書がないと答弁されたこと。
B 66 の 1	行政文書開示決定 通知書	写	平成 19 年 3 月 19 日	関東地方 整備局長	平成 17 年度利根川河川整備基本方針等（治水）検討業務報告の開示請求をしたところ、流域分割図関係をすべて黒塗りにしており、分割図の開示を頑なに拒否していること。
B 66 の 2	平成 17 年度 利根 川河川整備基本方 針等（治水）検討業 務 報告書	写	平成 18 年 3 月	株式会社 建設技術 研究所	同上

B 67	利根川上流域の土地利用と支流の改修についての調査報告書	写	平成 20 年 6 月 28 日	弁護士 高橋利明	利根川本川の上流部（特に前橋上流）においては、堤防自体が存在していないこと。利根川支川の烏川・神流川・鑓川・碓氷川の直轄区域の河川現況台帳及び堤防現況平面図から、各河川の堤防の築堤年を調査した結果、ごく一部の堤防をのぞいて、ほとんどの堤防は昭和 22 年よりも前に完成していたこと。 群馬県が行った支流の改修工事の規模が大きなものではなかったこと。 利根川上流部では流出機構を変えるほどの開発がなされていないこと
B 68	利根川調査報告書	写	平成 20 年 5 月 19 日	大熊孝 福田寿男 只野靖	烏川・神流川・鑓川・碓氷川の現地において、地元の古老のヒアリングを行った報告書 「利根川上流域における昭和 22 年 9 月洪水（カスリーン台風）の実態と解析」（利根川ダム統合管理事務所・昭和 45 年 4 月）の洪水氾濫推定図では、吾妻川合流点直上流の利根川本川の蛇行部（渋川市赤城町宮田、樽（左岸側）、渋川市白井（佐又・右岸側））で蛇行の凸部が大きく氾濫したことになるが、利根川沿いの蛇行部の凸側は川沿いを除いて氾濫はしていなかったこと。 同様に、碓氷川においても、「昭和 22 年氾濫推定図」では氾濫があったことになっているが、調査の結果、碓井川左右岸とも外水氾濫はなく、一部に内水氾濫があったのみと考えられること。 神流川の堤防は記録によるとほとんどが昭和 22 年以降造られたことになっているが、それ以前に今の堤防高の半分ぐらいの高さの堤防があり、内水が停滞したことはあっても、外水氾濫はなかったと考えられること。 烏側左岸の玉村町においても、外水氾濫はなかったと考えられること。
B 69	河崎和明氏 経歴調査報告書	写	2008 年 6 月 30 日	弁護士 坂本博之	国土交通省関東地方整備局の元河川部長である河崎和明氏の経歴調査結果
B 70	公文書不 存在決定 通知書	写	2008 年 7 月 8 日	群馬県知 事 大澤雅明	八斗島地点より上流の群馬県管理河川には、排水機場がないこと

B 71	利根川支川「烏川・神流川・鎗川・碓氷川」(直轄区間)の築堤年の調査結果(嶋津暉之氏作成)への補足	写	2008年 7月1日	大熊 孝	利根川支川「烏川・神流川・鎗川・碓氷川」(直轄区域)の築堤年の調査結果(甲B63)では、神流川堤防について、右岸堤防および八高線鉄橋付近から上流の左岸堤防が昭和25年以降の築堤となっているが、これらはもともとあった堤防を拡幅・嵩上げしたものであること。カスリーン台風時にも外水氾濫は起こしていないこと。 碓氷川左岸堤(安中の鷹之巣橋付近から烏川合流点近くの下豊岡付近まで)はカスリーン台風洪水以前から存在しており、左岸側への外水氾濫はなかったこと 碓氷川右岸は台地になっており、その高さは左岸堤防の天端高さと同程度であり、基本的に堤防はなく、板鼻の水位記録からして、外水の氾濫はなかったこと。
---------	--	---	---------------	------	--

以上